

大阪市固定資産評価審査委員会告示第2号

大阪市固定資産評価審査委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

大阪市固定資産評価審査委員会

委員長 若木 香織

大阪市固定資産評価審査委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年大阪市固定資産評価審査委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>手続等の公表</u>)</p> <p>第3条 委員会は、委員会に係る申請、届出その他の手続等のうち条例及びこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものについて、あらかじめその根拠となる法令又は条例等の名称及び条項その他必要な事項を<u>インターネットの利用その他の方法によって公表するものとする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会に対し申請等を行う者は、委員会が別に定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規</p>	<p>(<u>手続等の告示</u>)</p> <p>第3条 委員会は、委員会に係る申請、届出その他の手続等のうち条例及びこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものについて、あらかじめその根拠となる法令又は条例等の名称及び条項その他必要な事項を<u>告示するものとする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会に対し申請等を行う者は、委員会が別に定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規</p>

定するその手続等の相手方の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

〔(1) 略〕

- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

〔(3)・(4) 略〕

- 3 条例第3条第4項に規定する電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前項に規定する措置とする。

- 4 第1項の規定により申請等を行う者は、委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出

定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

〔(1) 同左〕

- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

〔(3)・(4) 同左〕

- 3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前項に規定する措置とする。

- 4 第1項の規定により申請等を行う者は、委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出

すべきこととされている書面等に記載すべき事項を条例第3条第1項に規定するその
手続等の相手方の使用に係る電子計算機から送信し、及び委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

[5～6 略]

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第5条第1項の規定により当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第6条第1項の規定により当該書面等に係る電磁的記録により行うときは、当該書面等に記載すべき事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員

すべきこととされている書面等に記載すべき事項を条例第3条第1項に規定する申請
等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

[5～6 同左]

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員

<p>会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、<u>委員会の事務局の長</u>が定める。</p>	<p>会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(財政局税務部管理課)